

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.15
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

第2次（県に提出）・第3次（国に提出） 補正予算「補助金」に関するQ&A

第2次補正予算で創設された「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」及び第3次補正予算で創設された「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の締め切りが2月28日（日）と迫っております。この間、協会にも多数のご質問が寄せられています。

今回、全国保険医団体連合会（保団連）が窓口となって、厚生労働省とのやり取りや回答などをQ&Aとしてまとめました。厚労省担当官の回答をもとに作成しておりますので、現場の実態を把握し切れていないとは思いますが、参考としてご活用いただければと思います。

「補助金」対象経費

<対象経費となり得るかどうかな>

Q:診療所内の駐車場でテントを立てて、発熱外来を行っています。その土地代は対象経費となりますか。

A:土地の購入費は対象外となりますが、賃借している土地の賃借料であれば、家賃と同様に対象になります。

Q:スタッフルームが狭く、感染を防止するために拡張をしたい。「補助金」の対象経費となりますか。

A:前提として、感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染防止対策等の支援を行うという本補助金の目的に合致する必要があります。その上で、「工事費」となるような大がかりな工事は対象外となりますが、軽微な工事であれば、「修繕費」として対象になります。「工事費」、「修繕費」のどちらで計上するかについては、施設内で費用の科目をどう整理するかにもよりますので、施設内の会計担当や顧問税理士などに相談して、適切に整理いただければと思います。

Q:医師会が以前発出した対象経費は、引き続き第3次の補助金でも対象となりますか。

A:対象経費の範囲は2次補正と3次補正で同じになります。医師会が発出された対象経費についても、医師会が発出されているとおり、対象となります。なお、3次補正予算も2次補正予算も感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染防止対策等の支援を行うことを目的としており、この目的に合致するものである必要があります。

<家賃について>

Q:家賃や光熱費などの申請の場合、今回は12月15日からの経費が対象となっています。12月分の家賃や光熱費等はどのように申請をしたら良いでしょうか。

A:日割りで申請いただけます。

Q:家賃の領収書が用意できない場合にどうすれば良いですか。家賃を対象経費とする場合、何を用意して報告すれば良いでしょうか。

A:家賃を対象経費として申請される場合は、①土地建物の賃貸借契約書（契約相手、契約額、契約期間がわかるもの）及び②家賃の振り込み証書や銀行通帳の写しなど、①の内容と一致した支出が分かるものをご提出ください。



Q:家賃支援給付金と第3次の補助金で、重複して申請することはできますか。
A:感染防止「補助金」は、他の補助金との重複は出来ないため、家賃支援給付金と重複して受けることはできません。家賃支援給付金の給付は6カ月分の家賃が補助されることから、家賃支援給付金の給付金の申請から6カ月以内の家賃の申請はできません。



＜経費の支払い日と発生日が違うケース＞

Q:12月14日までに修繕が終わり、12月15日以降に修繕費を支払った場合は対象となりますか。
A:12月14日までに修繕した場合、対象期間内の経費ではないので、補助対象にはなりません。

Q:11月家賃を12月15日に引き落とされている場合や3月家賃を4月15日に引き落とされている場合はどのようになりますか。
A:11月の家賃は対象期間内の経費ではないので、補助対象にはなりません。3月分については、実績報告時に領収書に代えて賃貸借契約書を添付くださいますようお願いいたします。

申請

Q:2月28日までに申請出来なかった場合、令和3年度(4月1日以降の経費で)に申請すれば、補助金は支給されますか。予算が継続のため、今年度分の予算がなくなれば申請が出来なくなるのではないかと懸念しています。

A:今回の第3次補正予算はすべての医療機関が申請した場合を想定し予算額を確保しています。2月28日までに申請が間に合わなかった医療機関については、令和3年4月以降の経費で、令和3年度実施分として補助をさせていただきます予定です。

Q:50万円で概算申請をしましたが、実績報告に間に合わないなどの理由で、実際使ったのは30万円になりました。その場合、再申請が必要ですか。

A:補助できるのは30万円になりますので、令和2年度内に事業が完了しない可能性が高いのであれば、令和3年度の経費で申請いただく方がよろしいかと思えます。

Q:「診療・検査医療機関(仮称)」の指定通知書や指定証明書等の写しを添付してください」とあります。「診療・検査医療機関(仮称)」の指定通知書も写しで良いということで認識をしておりますが、間違いないでしょうか。

A:写しで結構です。

Q:130万円のものを購入し、県に対し第2次補正予算での「補助金」で100万円をもらい、今回の3次補正で残りの25万円を請求しても良いのでしょうか。

A:都道府県側の補助金が、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援など、国庫補助金である場合は申請は不可です。なお、地方自治体が行う独自財源を原資とした補助金であれば、申請も妨げませんが、地方自治体にも制限があるか確認された方がよろしいかと存じます。この場合には、地方自治体が行う独自財源を原資とした補助金で充当した額を示すとともに、当該補助金の交付決定通知を添付ください。

[申請に関する相談窓口]

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
電話:0120-336-933 平日 9:30 ~18:00

※コールセンターへの問い合わせが全国で殺到しており、全く繋がらないとの声を多数いただいております。保団連が厚労省へ連日改善を要請しており、厚労省も人員を増員したと回答していますが、引き続き改善を求めていく予定です。

